

北海道税理士会

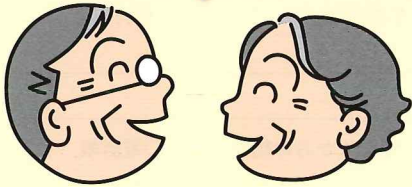
成年後見支援センター

成年後見制度とは・・・

判断能力が不十分な方々が不利益を被らないように支援・保護する制度です。



今は元気だけど、将来のことが心配。
信頼できる人に相談しておきたい・・・



自分で
備える



任意後見制度

本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって、任意後見人が本人を支援する制度です。

皆で
支える



法定後見制度

判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立て、適任と思われる支援者が選ばれる制度です。

後見

判断能力がほとんどない方が対象です。後見人が代って契約等を行い、本人を保護します。

保佐

判断能力が著しく不十分な方が対象です。「重要な行為」については支援者（保佐人）の同意を必要とします。

補助

判断能力が不十分な方が対象です。補助人に対し、同意権及び代理権を付与して保護を図るものです。

成年後見監督人（保佐監督人・補助監督人）

成年後見人等が行う後見等の事務を監督します。任意後見制度の場合は任意後見監督人が必要となります。

私たちは地域に密着した「財産管理と税」の専門家です。
財産管理のことで将来に不安を感じたら、お気軽にご相談ください。

税理士は、明日のあなたを支えます。

北海道税理士会 成年後見支援センター

〒064-8639 札幌市中央区北3条西20丁目2番28号 北海道税理士会館3階

TEL 011-621-7738 FAX 011-642-0476